

## 令和2年度 善意銀行預託金配分申請要領

港南区社会福祉協議会ボランティアセンターでは、ボランティア活動・市民活動の活性化をはかるため、令和2年度の善意銀行預託金の配分を行います。

### 配分対象団体：以下のいずれかにあてはまる団体

- ①港南区内に活動拠点を有する港南区社会福祉協議会会員（社会福祉法人を除く）に属する団体、施設等
- ②港南区内で福祉的な事業を行うボランティア等の市民活動団体および当事者団体
- ③運営委員会が必要と認めた港南区社会福祉協議会実施の事業
- ④その他、ボランティアセンター運営委員会が特に必要と認めた団体・グループなどが行う事業

### 配分対象事業：以下の全てにあてはまる事業を優先といたします

- ①申請団体の年間(年度)計画に基づき実施される事業
- ②営利を目的としない、福祉的啓発の高い内容の事業
- ③活動が恒常的なものでなく、先駆的・開拓的な事業
- ④他の助成金配分を受けていない(活用が困難な)事業
- ⑤令和2年度に実施した（または実施予定の）事業

注) 不確定な財源のため、毎年継続が前提の事業は優先できません。

募集時期：令和2年12月21日(月)～令和3年1月22日(金)

申請方法：本年度の申請要領に従い、所定の申請書・事業計画書・予算書を作成頂き、『団体の規約・会則』を添えて提出してください。

配分額：その年の預託状況に拠り、満額で配分されるとは限りません。

- |                    |    |            |
|--------------------|----|------------|
| ( ① 区域連絡会組織        | 上限 | ¥100,000 ) |
| ( ② 福祉施設等          | 上限 | ¥30,000 )  |
| ( ③ ボランティア・市民活動団体等 | 上限 | ¥30,000 )  |
| ( ④ 食事ボランティアグループ   | 上限 | ¥40,000 )  |

注) 人件費、団体維持運営費を除く、事業実施に関する経費となります。

審査：事務局内審査後、ボランティアセンター運営委員会（令和3年2月8日(月)14時～ 予定）の最終審査を経て決定します。なお継続団体については、委員会に於いてプレゼンテーションをお願いします。

**配分時期**：令和3年2月下旬～3月中旬

（2月中旬に決定通知を行い、団体の請求を受けて振込みの予定）

**★注意事項**

善銀預託金の配分は『善意銀行配分指針』にのっとって運用されています。  
以下に「抜粋」を掲載しますので、ご参考の上、申請をご検討ください。

抜粋)

**(4) 配分額**

配分額については、善意銀行の預託額により毎年度一律では配分を行わない。  
また、助成金をもって10割の財源とするものは、これを認めない。

**(7) 継続性の定義**

寄付金は毎年度一定の額が確保できるものではないという性質を受けて、  
継続性については次のとおり定める。

→基本的に新規団体、新規事業および先駆的な事業を優先する。

**(8) 事業報告**

配分を受けた団体は、当該事業終了後1ヶ月以内に関係書類（事業報告・  
記録・領収書等）を添付のうえ、本会所定の報告書を提出してください。

**(9) 配分決定の取り消し**

配分を受けた団体が配分決定後、当該事業の変更・中止をした場合、決定  
事項の変更・取消し、もしくは返還を求めることがあります。

**★配分除外**

以下に該当する事業は配分対象外です

- ① こうなんふれあい助成金で配分を受けている、または関連する事業
- ② 当該事業で市・区の委託や補助を受けている事業
- ③ 当該事業で本会の他の助成金を受けている事業（共同募金配分金等）
- ④ 介護保険・障害者自立支援法の対象事業

**【お問い合わせ】**

社会福祉法人 横浜市港南区社会福祉協議会

電話 841-0256 / FAX 846-4117

Eメール [toiawase@kounan-shakyo.jp](mailto:toiawase@kounan-shakyo.jp)

（担当：中原・大年）

様式は以下「港南区社協」ホームページよりダウンロードください

[www.kounan-shakyo.jp/](http://www.kounan-shakyo.jp/) （港南区社協 NEWS! に掲載）